

[I 総則 3－1－4：栃木県那須烏山市との相互応援協定]

災害時における相互応援に関する協定書

1 趣旨

この協定は、埼玉県和光市（以下「甲」という。）又は栃木県那須烏山市（以下「乙」という。）において災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

2 応援の内容

応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被害者の救出・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するため施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受け入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に要請する事項

3 応援要請の窓口

甲及び乙はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

4 応援要請の手続

応援を受けようとする甲又は乙は次の事項を明らかにして、別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場合及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項等

5 経費の負担

- (1) 応援に要した費用は原則として、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

ただし、応援職員の派遣に要した費用については、別途協議するものとする。

- (2) 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

6 災害補償等

応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員が被災市への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

7 情報の交換

甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

8 指揮権

応援活動に従事する応援職員等は、被災市の被災対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

9 協議

この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

10 施行

この協定は、平成17年12月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙署名押印の上、各々一通を保有する。

平成17年12月19日

甲 埼玉県和光市
和光市長 野木 実

乙 栃木県那須烏山市
那須烏山市長 大谷 範雄